

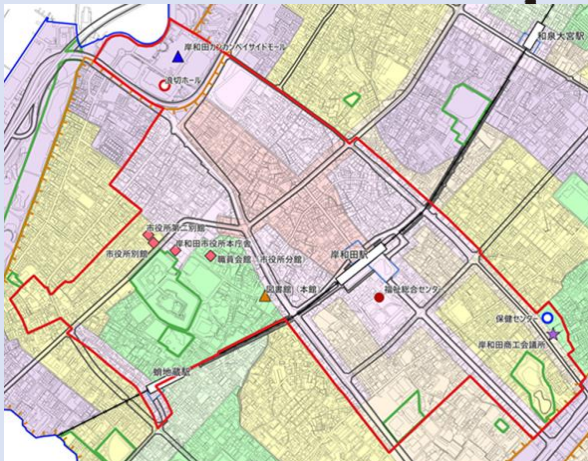
岸和田市 オフィス誘致補助金

岸和田市内にはじめてオフィスを設置する企業を支援します！



オフィスの改修や賃借のほか
市民の新たな雇用も
補助の対象です！

都市拠点（赤線で囲まれた地域）
へのオフィス設置が対象



最大で
730万円
補助金交付

※賃貸借契約前の申請及び認定が必要です。

※事業計画の内容により提出書類が異なりますので必ず事前にご相談ください。



お問い合わせ

岸和田市役所 産業政策課（産業振興担当）

✉ sangyo@city.kishiwada.lg.jp

補助金の内容など詳しくは 裏面 へ

☎ 072-423-9618

補助制度の概要

補助メニュー	内容	補助率	補助限度額
オフィスの家賃・共益費	補助対象オフィスの設置に伴い、認定者が支払う家賃及び共益費	1/2	家賃・共益費×36ヶ月 15万円/月（上限）
オフィスの改修費用	建物付属設備工事費：照明設備、冷暖房設備、通信設備、給排水設備など、建物に付属する設備を設置、改修する費用 等	1/2	100万円
正社員の雇用	オフィス開設日から36ヶ月の間に次の各号の要件をいずれも満たす者の雇用 （1）市民となった日から6ヶ月を経過した者又は市民となった後、6ヶ月間の定住を誓約できる者 （2）補助対象となるオフィスにおいて正社員として雇用され、当該オフィスでの雇用継続期間が6ヶ月を経過していること	—	20万円×3人 若手従業員の場合は30万円/人 ※若手従業員とは、当該オフィスにおける勤務開始日に年齢が18歳以上29歳以下である者をいいます。

交付対象者の要件

- ◆ 本社（本店）所在地が市外であり、計画認定申請時点で本市にオフィスを有していないこと。
- ◆ 対象区域において物件等を賃借又は購入し、事業計画認定通知の日から6ヶ月以内にオフィスを開設すること。
- ◆ 補助対象オフィスにおいて、別表第1に定める日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業に属する種類の事業を行うこと。
- ◆ オフィス開設日から起算して、3年以上の期間、事業計画認定申請書に記載した業務を継続し、かつ、オフィスまたはそれに付随する用途以外の用途で使用しないこと。
- ◆ 補助対象オフィスにおいて、オフィス開設日から90日以内に、常時勤務する正社員、パートタイマー等又は役員を当該オフィスに5名以上配置すること。

対象業種（業種・日本標準産業分類上の業種）

電気・ガス・熱供給業 3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業	卸売業 5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業	7 2 4 公認会計士事務所、税理士事務所 7 2 5 社会保険労務士事務所 7 2 6 デザイン業 7 2 8 1 経営コンサルタント業 7 2 9 2 翻訳業（著述家業を除く。） 7 2 9 3 通訳業、通訳案内業 7 2 9 4 不動産鑑定業 7 3 広告業 7 4 2 土木建築サービス業 7 4 3 機械設計業 7 4 4 商品・非破壊検査業 7 4 5 計量証明業 7 4 6 写真業 7 4 9 その他の技術サービス業
情報通信業 3 7 通信業 3 8 2 民間放送業 3 8 3 有線放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業	金融業、保険業 6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 3 1 クレジットカード業 6 4 9 3 証券金融業 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）	教育・学習支援業 8 2 3 1 学習塾
運輸業 4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附随するサービス業	学術研究、専門・技術サービス業 7 1 1 自然科学研究所 7 1 2 人文・社会科学研究所 7 2 1 法律事務所、特許事務所 7 2 2 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 7 2 3 行政書士事務所	サービス業 9 0 機械等修理業 9 1 職業紹介・労働者派遣業 9 2 9 4 コールセンター業